

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正

1 要 旨

静岡県は、自転車を利用する児童生徒の安全を守るため、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、幼児と自転車通学の小中学生に自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用を義務としていますが、高校生は義務の対象外です。

近年、高校生による自転車死傷事故のうち、通学中の割合が7割以上と高く、ヘルメット着用率も約5%と極めて低い状況です。また、通学時における高校生の死亡事故が3年連続して発生しています。（別添資料「児童・生徒の自転車事故（静岡県）」参照）

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が約6割を占めていることから、ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による被害の軽減と死亡事故の防止を図るため、義務対象範囲を通学時の高校生等まで拡大するよう本条例を一部改正します。

2 改正内容

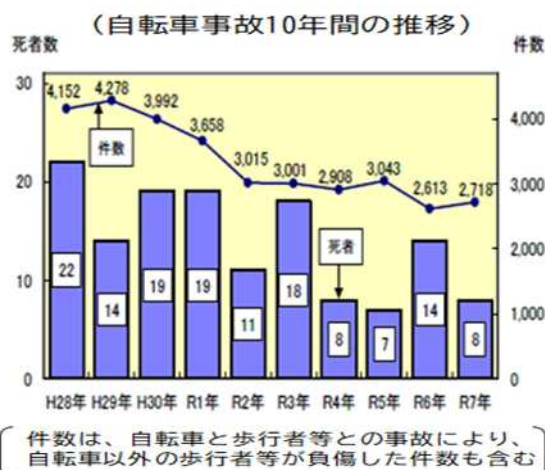
条例に記載の「生徒」について、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在学する者を義務の対象として追加します。

現行	改正後
（自転車の安全適正利用） 第9条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、 <u>中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者に限る。</u> ）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。	（自転車の安全適正利用） 第9条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、 <u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程に在学する者に限る。</u> ）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。

3 今後の予定（案）

- ・令和8年9月 改正条例案の提出（9月県議会定例会予定）
改正内容の周知、関係教育機関等での準備
- ・令和9年4月 条例施行（4月1日予定）

【参考】



（R7年年齢層別死傷者の発生状況）

区 分	死 者 数		負 傷 者 数	
	数	率	数	率
幼・園児			3	0.1
小学生	2	100.0	115	4.3
中学生	187	7.1	28	17.6
小 計	2	100.0	305	11.5
高校生	1		726	27.4
20歳未満			131	5.0
20～29歳	-1	-100.0	346	13.1
30～39歳			227	8.6
40～49歳			221	8.4
50～59歳			219	8.3
60～64歳			74	2.8
65歳以上	5	-54.5	397	15.0
合 計	8	-42.9	2,646	100.0

（県警資料より）